# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

新居浜市長

#### 公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	「ルを取り扱う事務
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(特例臨時接種)事務
②事務の概要	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	・ワクチン接種記録システム(VRS)【令和7年9月30日全機能終了】
2. 特定個人情報ファイ	プル名
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表 項番14、126 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>         1)実施する         2)実施しない         3)未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関におり	ナる担当部署
①部署	福祉部 健康政策課
②所属長の役職名	健康政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開	示•訂正•利用停止請求
請求先	〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所 総務部総務課
8. 特定個人情報ファイ	(ルの取扱いに関する問合せ
連絡先	〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所 福祉部 健康政策課
9. 規則第9条第2項の	適用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	17年1月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入手		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット・	フークシステムを通じた	と提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	現状では、紙での書類のみを保管しており、データでの保存はなく、収集することも持ち出すこともない。 特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、不用文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行い、特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。					
9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・	· 啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	現状では、紙での書類のみを保管しており、データでの保存はなく、収集することも持ち出すこともない。 特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、不用文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認を行い、特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存している。					

# 変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 4. ②法令上の根拠	情報照会の根拠:番号法第19条第7号及び別表 第二	情報照会の根拠:番号法第19条第8号及び別表 第二	事後	
令和5年3月9日	Ⅱ 1. いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年3月9日	Ⅱ2. いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和7年3月28日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種(特例臨時接種)事務	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種が定期接種となったことによる
令和7年3月28日	I 1. ①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種(特例臨時接種)事務	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種が定期接種となったことによる
令和7年3月28日	I 1. ②事務の概要	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基 づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明 書の交付を行う。	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の全機能終了による
令和7年3月28日	I 1. ③システムの名称	<ul><li>・健康管理システム</li><li>・ワクチン接種記録システム(VRS)</li></ul>	・ワクチン接種記録システム(VRS)【令和7年9月 30日全機能終了】	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の全機能終了による
令和7年3月28日	I3. 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一項番10	・番号法第9条第1項及び別表項番14、項番126 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第10条、第67条の2	事後	法改正による修正
令和7年3月28日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の全機能終了による
令和7年3月28日	I 4. ②法令上の根拠	情報提供の根拠:番号法第19条第8号及び別表第二16の2、16の3 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の2の2情報照会の根拠:番号法第19条第8号及び別表第二16の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12の2	記載削除	事後	ワクチン接種記録システム (VRS)の全機能終了による
令和7年3月28日	Ⅱ1. 対象人数	10万人以上30人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ1. いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ2. いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅲ しきい地判断結果	  基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務  付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	対象人数の変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	IV1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	対象人数の変更による
令和7年3月28日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による
令和7年3月28日	IV11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った。	事後	様式変更による